

一全国青税秋季シンポジウム開かる一 激変する企業環境 の方向を探る

すっかり定着し、恒例となつた全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、去る十一月十五日（土）滋賀、大津市駅前の「滋賀ビル」に於いて開催された。

岡山大会以来の行事とあって、岩手、仙台始め、南は鹿児島からと、全国の会員百二十余名が集い、有意義かつ、真剣な研鑽が行なわれた。

テーマは(1)企業課税の新動向と全青税の提言(2)商法改正と中小法人をめぐる諸問題(3)徴税行政の新たな傾向と対策、であり、三分科会共時宜に適つたものとあって、詳細な報告、熱心な討議がなされた。総括報告が終つた後、滋賀県知事（代理）、大津市長（代理）、大税会滋賀県選出理事の三氏より来賓祝辞が述べられた。

研究、報告の後は、琵琶湖の暮色眺めながら和やかに懇親会が行なわれた。全国各地の活動状況、会員の近況等語り合い、又、商法改正問題等に適切に対処する旨を約して、盛会裡のうちに終了した。



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F501号
電話 03(354)4162
発行人 健
会長 江辺人
編集人 橋則雄
広報部長

全国青年税理士連盟秋季シンポジウム 激変する企業環境の方向を探る



日税連と商法改正問題

について懇談

去る十月二十三日（木）かねてより申入れをしていた日税連と全青税の懇談会が行なわれた。午前十時より十二時迄の約二時間、急遽表面化して來た商法改正問題について、双方忌憚なく話し合ひ、実りある内容となつた。

当日の出席者は、日税連側は織本、永野、片岡各副会長、春好専務外商対関係者を含め九名、全青税側は辻会長、渡辺（東京）、吉田（大阪）副会長外各部長、法対策部関係者を含め十三名であつた。以下当日の内容を簡単に報告致します。

まず最初に辻会長より、今回の商法改正問題の懇談申入れに対し心よく応じて頂いた事への謝辞、ついで全青税の税理士制度発展のために努力して來たこれまでの活動及びそういった情熱にあふれた青年税理士の集りが全青税であり方針にそつて活動して來た経過を述べ、日税連はある時点になると若干くい違つて來て結果的に不幸な事態もあったが、今回の商法改

正問題については、昨日の大会の実現して行くため、困難な状況にあるが、其に行動して行きたいと思つて居りますので、卒直な意見交換をお願いしたい旨の挨拶があつた。次に日税連会長代理の織本副会長より、いろいろ問題もあつたが税理士法改正が一段落した現段階では、商法改正の運動が当面の重大問題と認識している。連合会と対運動を行なつて來た。青税の意見も同じだという事で、一致団結してこの問題に取り組んで行きたい。青税と貴重な意見交換をかねがね行ないたいと思っていてので本日を第一回として、今後も連絡をとつてやつて行きたいとの挨拶があつた。

ついで日税連商対副委員長の佐藤裕志先生の司会により、理論的

まず青税側よりこれまで日税連が行なつて來た商法改正問題に対する経過について、四元専務理事名で五十四年十一月に法務省の元本参事官に出した商法改正に対する文書、その後日税連が出した文書（五十四年十二月）等についての質問に、日税連では翌五十五年四月二十六日、理事会決議を経て日税連の正式な意見書を提出したとの回答があつた。その内容は大企業の間で見直しの通り、資本金十億円かつ、負債総額三百億円以上の会社は、会計監査による監査を受けなければならないとしたものである。これに対して、青税側では資本金十億円死守というスローガンは弱いのではないか、これを前面に出すと職域論という形にとられやすいのではないか、むしろイソフレを考へると十億の段階をあげて行く方が良いのではないかとの意見について、日税連側では、法制審の審議内容等もふまえ種々検討してこのようにしたと述べ、資金十億円かつ負債総額三百億円というのは決して小さくないとの意見であった。更に日税連は以前から資本といわば負債という考え方で言つて來たが法務省等では資

本基準のためスレ違い理論の可能性もあり、資本金基準についても検討し、最終的に資本、負債の両方で行こうという事に決定したとの説明があつた。

これに対し、青税側は、税法では引当金、所得控除等について数年おきに見直しされるが、商法は十年ないし二十年改正されない、資本の増加は会社の意志によるが負債は関係なく増加するという不安定要素を含んでいるので資本金を強調する必要があるのではないかとの意見に対し、インフレに対する対処すべく立法論的に検討している旨説明があつた。その外利害関係人の排除、任意監査の問題、計算公開の問題等についても意見交換した。これに関し、欧米においては税理士制度がない、法務省関係者は欧米の会社制度を参考にして検討しがちのため税理士制度の認識が少ない。これに対し日税連では、九十九パーセント以上を占める中小会社を含めた株式会社制度を考へて欲しい旨法務省に要望しているとの説明があつた。

運動論及び今後の進め方について

まず始めに、青税側より税理士の法改正の最終段階で商法改正に対する運動論と今後の進め方に

議員外主要メンバーに、日税連会長及び会計士会会长が呼ばれた事はあつたとの回答があつた。次に昨日の日税政大会の内容、日税連の商法改正反対運動に対する取り組み等について意見交換し、今後も大会を順次開催し、一般会員に訴え盛り上げて行く必要があるのではないか等種々話しあつた。

又日税連側より、九月六日法務省の元本参事官他担当者と日税連山本会長以下商対担当者が合って補々話し合い、更に九月十九日再度話し合つたが同じテーブルにつかない事を以後の正副会長会で決定し、あくまでも反対運動をして行くことで進めて來たとの話があつた。

今後共、法制審商法部会メンバー、政党の法務委員メンバー、各経済団体、中小会社等にも働きかけて効果のあがる運動を行なつて行きたいとの説明もあつた。

ともかく、今後日税連と青税は連絡をとりあって、一本化した運動を行なつて行くという事で、今回の懇談会を終了した。

主張

本武雄氏は、明年二月国会上程をめざして法改正作業を行つてお

り、いよいよ大詰めの段階を迎えるとしている。

11月19日に行われた商法部会でとりまとめられた「商法の一部を改正する法律案要綱案」が発表さ

れているが、中小会社への公示、公開、半期報告書などを外されており一定の前進とも見受けられる

全国税理士の最大の関心事である「会計監査人によって監査を強制される会社の範囲」については、(大会社の特例)の項で商法部会としては確定させたい意向であると伝えられている。

従つて、11月19日の「要綱案」を見ただけでは何とも検討のしようもないが、「計算、公開に関する改正試案」によってその改正方向は概ね見当のつくところである。

会計監査の制度的欠陥の是正を

即ち、「計算、公開に関する改正試算」によれば、「会計監査人の監査を強制される会社の範囲」として、a 資本金五億円以上、b 負債金額百億円以上、c 収入金

額二百億円以上のいずれかに該当する会社とされている。

我が国の公認会計士制度は、昭和二十六年にアメリカの A I C P を模倣して導入されたものである。

America の公認会計士監査も、細部に亘ればいろいろと問題点が存在していると思われるが、グラマン、ロッキード等の航空機疑惑事件では SEC の事後チェックによりました」という領収証まで摘發

は役員会とは完全に独立してお

り、厳格な監査が行えるのである。

ヨーロッパにおいても、殆ど同様のしくみにおいては、C P A は C P A のクビがとる」といわれ

るゆえんもこゝに存している。

日本的に発達した株式

会社制度を大切に

じようしなしくみになつていて、西ドイツでは、株主総会は、監

査役会の 1/3 を選任するだけで、の

収集に余念がない。実際にいろいろ

度というのもあるが、自由業としての基盤が確立しているものでは

ない。

欧洲でも、税理士制度がわが國と酷似のかたちで存在しているのは、西ドイツだけである。

西ドイツでは、株式会社二七〇〇社程度といわれ、公開会社である。わが国の商法は、ドイツ商法を模倣してとり入れられたが、立法当初の予想をはるかに上回った株式会社の設立がなされ中小会社の経営者に親しまれ活用されて、今日の日本経済発展の一翼を担つてきたことは明白である。この間、中小会社に対してなされてきた税理士制度の役割も大であることを忘れてはならない。

こうした実態を無視して、西ドイツの株式会社法のように大会社に変質されようとする試みは、正に時代逆行である。

アメリカにして、西ドイツに

しても、C P A の独立性は充分に保証されていることに注目しなければならない。

わが国の経営層はひとつしかな

商法改正の問題点

一 法 律 と 現 実 を 考 え る

するなどの精度を誇っている。

日本の公認会計士監査も摘發できなかつた取締役会の非行を摘發できたという事実は、厳正に受け止めなければならない。

日本の C P A 制度とそれをとり立的な人を選ぶこととされている

「この監査役会が取締役選任し取締役会を構成させ会社経営を委託し、監査役会が C P A と契約し、取締役会の非行等をチェックさせている。

法務省では、諸外国の立法例の資料を出して法改正作業の正当性を主張している。

日本が変われば、日や髪の色がちがい、ことばも食物もちがうようにならなければならぬ。

それぞれ大いに異なるものである。日本的にいえば「郷に入つたら郷に従え」ということになる。

立法例の収集に熱心なも結構である。

だが、少しは歐米の法律、制度と実態(現実)の調和ということも

収集したらどうなのだろうか。

法務省の力をもってすれば数日

で、できることではないだろうか。

アメリカには、弁護士が五〇万人位、C P A が二〇万人位いて、税理士制度は存在していない。弁護士と C P A が税務の仕事を奪りあつてはいるのがアメリカの公認会計士制度である。

このしくみにおいては、C P A は C P A のクビがとる」といわれ

るゆえんもこゝに存している。

日本的に発達した株式

会社制度を大切に

じようしなしくみになつていて、西ドイツでは、監

査役会の 1/3 を選任するだけで、の

収集に余念がない。実際にいろいろ

度というのもあるが、自由業としての基盤が確立しているものでは

ない。

欧洲でも、税理士制度がわが國と酷似のかたちで存在しているのは、西ドイツだけである。

西ドイツでは、株式会社二七〇〇社程度といわれ、公開会社である。わが国の商法は、ドイツ商法を模倣してとり入れられたが、立法当初の予想をはるかに上回った株式会社の設立がなされ中小会社の経営者に親しまれ活用されて、今日の日本経済発展の一翼を担つてきたことは明白である。この間、中小会社に対してなされてきた税理士制度の役割も大であることを忘れてはならない。

こうした実態を無視して、西ドイツの株式会社法のように大会社に変質されようとする試みは、正に時代逆行である。

アメリカにして、西ドイツに

しても、C P A の独立性は充分に保証されていることに注目しなければならない。

わが国の経営層はひとつしかな

新税理士法改正

政令・省令改正について

法対策部長 益子 良一

(一) 政・省令公布にあたって
新税理士法が、本年の十月十三日に施行されることに伴い、十月九日に政・省令が公布された。

但し、新法施行日が、五十六年四月一日および五十七年四月一日となつている(1)税理士審査会の行う受験資格の認定手続(法五条)。(2)税務職員に対して試験科目の一部を免除する場合の管理、監督などを実施していくべきであろうか。

〔二〕新税理士法の解釈

新税理士法は、第一条で「税理士の使命」として次のように規定している。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそ

つて、納税義務者の信頼にこだえ租税に関する法令に規定された納稅義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

旧税理士法第一条では「……納稅に関する道義を高めるように努力しなければならない」として、税理士に行政が行うべき役割をも負わし、行政の補助機関としての性格を一面では有していた。

新法では、その部分が削除されれており、税理士制度が行政の補助機関としての性格から、納税者の代理人としての立場へ一步近づいている。

とくに、「独立した公正な立場において」とは、税務行政からの独立を意味していると解することはできる。というのは、次に続く文言として、「申告納税制度の理

念にそつて納税義務者の信頼にこだえ」とあるからである。申告納税制度とは、国税通則法第十六条第一項一号でもあきらかなように、申告により確定することを原則とした。後日、訴訟によって、処分が

され、その結果、税理士の権利を擁護する納税者の代理人としての立場へ一步近づいてくる。

さらに、「租税に関する法令に規定された納稅義務の適正な実現」とは、税務の専門家として、租税に関する法令に規定された納稅義務の内容について法解釈する

ことも含まれていると解すべきである。このことは、行政庁の一方

を逸脱して、特定の税理士又は納

税者に打撃を加える目的をもつて

本条違反による処分を行った場合

にたつた法解釈及び事実認定でなく、

税務の専門家として納税者の立場

ことを意味しているといえる。

それによって始めて、「租税に

関する法令に規定された納稅義務の適正な実現」が可能となるのである。

新税理士法四十一条の三で、新たに規定された助言義務規定を、どのように解釈すべきであろうか。

新税理士法四十一条の三で、新

たに規定された助言義務規定を、

どのように解釈すべきであろうか。

新税理士法は、どうなつて

取り消されたとしても、その損害は復不可能なものとなる。

この場合、行政事件訴訟法第二

十五条二項の規定にもとづき、裁

判所に対しても、「執行停止の申立」

をすることができる。

行政事件訴訟法第二十五条二項

では、次のように規定している。

「処分が裁判の判決の確定をまたずして即時発効することをどうとら

えるべきであろうか。

助言義務規定にもとづき、助言

義務違反による懲戒処分を行なう

場合、その挙證責任は、行政庁側

即ち処分権者側にあると解するこ

とができる。

現実問題として、立証は、かな

りの困難が予想され、助言義務規

定は、単に訓示規定と解すべきで

ある。しかし、訓示規定と解釈し

ても、助言義務の規定は、第一条

の「税理士の使命」からみて、納

税者の権利を擁護する納税者の代

理人としての税理士制度と、なじ

まない規定である。

処分権者側が、この規定の趣旨

を逸脱して、特定の税理士又は納

税者に打撃を加える目的をもつて

本条違反による処分を行つた場合

にたつた法解釈及び事実認定でなく、

税務の専門家として納税者の立場

ことを意味しているといえる。

それによって始めて、「租税に

関する法令に規定された納稅義務の適正な実現」が可能となるのである。

新税理士法は、どうなつて

取り消されたとしても、その損害

は復不可能なものとなる。

この場合、行政事件訴訟法第二

十五条二項の規定にもとづき、裁

判所に対しても、「執行停止の申立」

をすることができる。

行政事件訴訟法第二十五条二項

では、次のように規定している。

「処分が裁判の判決の確定をまたずして即時発効することをどうとら

えるべきであろうか。

助言義務規定にもとづき、助言

義務違反による懲戒処分を行なう

場合、その挙證責任は、行政庁側

即ち処分権者側にあると解するこ

とができる。

現実問題として、立証は、かな

りの困難が予想され、助言義務規

定は、単に訓示規定と解すべきで

ある。しかし、訓示規定と解釈し

ても、助言義務の規定は、第一条

の「税理士の使命」からみて、納

税者の権利を擁護する納税者の代

理人としての税理士制度と、なじ

まない規定である。

処分権者側が、この規定の趣旨

を逸脱して、特定の税理士又は納

税者に打撃を加える目的をもつて

本条違反による処分を行つた場合

にたつた法解釈及び事実認定でなく、

税務の専門家として納税者の立場

ことを意味しているといえる。

それによって始めて、「租税に

関する法令に規定された納稅義務の適正な実現」が可能となるのである。

新税理士法は、どうなつて

取り消されたとしても、その損害

は復不可能なものとなる。

この場合、行政事件訴訟法第二

十五条二項の規定にもとづき、裁

判所に対しても、「執行停止の申立」

をすることができる。

行政事件訴訟法第二十五条二項

では、次のように規定している。

「処分が裁判の判決の確定をまたずして即時発効することをどうとら

えるべきであろうか。

助言義務規定にもとづき、助言

義務違反による懲戒処分を行なう

場合、その挙證責任は、行政庁側

即ち処分権者側にあると解するこ

とができる。

現実問題として、立証は、かな

りの困難が予想され、助言義務規

定は、単に訓示規定と解すべきで

ある。しかし、訓示規定と解釈し

ても、助言義務の規定は、第一条

の「税理士の使命」からみて、納

税者の権利を擁護する納税者の代

理人としての税理士制度と、なじ

まない規定である。

処分権者側が、この規定の趣旨

を逸脱して、特定の税理士又は納

税者に打撃を加える目的をもつて

本条違反による処分を行つた場合

にたつた法解釈及び事実認定でなく、

税務の専門家として納税者の立場

ことを意味しているといえる。

それによって始めて、「租税に

関する法令に規定された納稅義務の適正な実現」が可能となるのである。

新税理士法は、どうなつて

取り消されたとしても、その損害

は復不可能なものとなる。

この場合、行政事件訴訟法第二

十五条二項の規定にもとづき、裁

判所に対しても、「執行停止の申立」

をすることができる。

行政事件訴訟法第二十五条二項

では、次のように規定している。

「処分が裁判の判決の確定をまたずして即時発効することをどうとら

えるべきであろうか。

助言義務規定にもとづき、助言

義務違反による懲戒処分を行なう

場合、その挙證責任は、行政庁側

即ち処分権者側にあると解するこ

とができる。

現実問題として、立証は、かな

りの困難が予想され、助言義務規

定は、単に訓示規定と解すべきで

ある。しかし、訓示規定と解釈し

ても、助言義務の規定は、第一条

の「税理士の使命」からみて、納

税者の権利を擁護する納税者の代

理人としての税理士制度と、なじ

まない規定である。

処分権者側が、この規定の趣旨

を逸脱して、特定の税理士又は納

税者に打撃を加える目的をもつて

本条違反による処分を行つた場合

にたつた法解釈及び事実認定でなく、

税務の専門家として納税者の立場

ことを意味しているといえる。

それによって始めて、「租税に

関する法令に規定された納稅義務の適正な実現」が可能となるのである。

新税理士法は、どうなつて

取り消されたとしても、その損害

は復不可能なものとなる。

この場合、行政事件訴訟法第二

十五条二項の規定にもとづき、裁

判所に対しても、「執行停止の申立」をすることができる。

いるのか」ということだけでなく、「新税理士法についてどう解釈するか」ということである。法の解釈は複数存在することになるが、我々は、シヤープ勧告以来、求められてきた「国民のための税理士制度」を確立し、納税者の代理人として納税者の権利を擁護する立場にたって、新税理士法を解釈していくべきである。

四 政・省令の全体的評価

今回公布された政・省令について、新税理士法第三十三条の第二項に規定する添付書面制度の省令をのぞいて、我々が危惧した以上の拡大運用はなかった。

これは、税理士法改悪反対運動の成果であるといえる。というのも、国家審議を通じて、新税理士法のもつ問題点が大きくなり、アップされたからである。しかし政・省令のもつ性格として国会の決議を経ることなく情勢の変化によって変わった危険性が、常に存在している。

五 政・省令の個別的検討

(1) 所得税の青色申告決算書は、税理書類の範囲に含まれるであるうか。

税理七月号では、「租税に関する法律の規定に基づき作成する書類とは：法令により作成が義務づけられている書類であり、申告書における青色申告の決算書は、税務書類であるという議論は、根拠がないように思われる。所得税法においても、貸借対照表、損益計算書等は、青色申告書の添付書類とされているからである」として否定的に解している。

新税理士法第二条一項二号で、税務書類の範囲を次のように規定している。即ち、(1)その他租税に関する法令の規定に基づき作成されたものであること、さらに(2)税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定められたもの。としている。大蔵省令第一条では、「…大蔵省令で定める書類は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。」としている。

ところと所定税法第百四十九条で、青色申告書に添付すべき書類として「青色申告書には、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付し

なければならない」と規定し、所定税法施行規則第六十五条二項では、法第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類は、青色申告書に添付すべき書類とは異なる。したがって、所得税における青色申告の決算書は、税務書類であるとともに、貸借対照表及び損益計算書、二、不動産所得金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算に関する明細書、三、純損失の金額の計算に関する明細書、と規定している。

このようにみると、所得税の青色申告書は、①租税に関する法令の規定に基づき作成されたものであり、さらに②税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めたものとするということができる。たして、そのとすると、税務書類に該当すると解することはできる。

日税連機関紙、税理士界七百八十七号で、大竹日税連税対委員長が、税務書類に該当するといふ説を行なっているが、日税連の機関として明確にすべきである。

(2) 新税理士法第二十二条の二第二項で他人の作成した申告書について青色申告書には、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の代理人が行なうべき申告書の審査を税理士に下請させようとするものでは、高橋元政府委員は、「…税務職員の代理人として納税者の権利を擁護する立場にたつ税理士制度に

おられるが、我々は、シヤープ勧告以来、求められてきた「国民のための税理士制度」を確立し、納税者の代理人として納税者の権利を擁護する立場にたって、新税理士法を解釈していくべきである。

類とは：法令により作成が義務づけられている書類であり、申告書における青色申告の決算書は、税務書類であるといふ議論は、根拠がないように思われる。所得税法においても、貸借対照表、損益計算書等は、青色申告書の添付書類とされているからである」として否定的に解している。

新税理士法第二条一項二号で、税務書類の範囲を次のように規定している。即ち、(1)その他租税に関する法令の規定に基づき作成されたものであること、さらに(2)税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めたものとするといふことができる。

このようにみると、所得税の青色申告書は、①租税に関する法令の規定に基づき作成されたものであり、さらに②税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めたものとするといふことができる。

日税連機関紙、税理士界七百八十七号で、大竹日税連税対委員長が、税務書類に該当するといふ説を行なっているが、日税連の機関として明確にすべきである。

さるに今後我々に課された課題は、税理士制度を、シヤープ勧告にもとづく納税者の代理人として納税者の権利を擁護する制度として位置づけ、その立場にたって、今回成立した新税理士法を、解釈することによって自由職業人たる税理士に有利な解釈を定着させていく必要がある。

このことがひいては、国民のための税理士制度の確立につながつ

ていくと考える。

類とは：法令により作成が義務づけられている書類であり、申告書における青色申告の決算書は、税務書類であるといふ議論は、根拠がないように思われる。所得税法においても、貸借対照表、損益計算書等は、青色申告書の添付書類とされているからである」として否定的に解している。

新税理士法第二条一項二号で、税務書類の範囲を次のように規定している。即ち、(1)その他租税に関する法令の規定に基づき作成されたものであること、さらに(2)税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めたものとするといふことができる。

このようにみると、所得税の青色申告書は、①租税に関する法令の規定に基づき作成されたものであり、さらに②税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めたものとするといふことができる。

日税連機関紙、税理士界七百八十七号で、大竹日税連税対委員長が、税務書類に該当するといふ説を行なっているが、日税連の機関として明確にすべきである。

さるに今後我々に課された課題は、税理士制度を、シヤープ勧告にもとづく納税者の代理人として納税者の権利を擁護する制度として位置づけ、その立場にたって、今回成立した新税理士法を、解釈することによって自由職業人たる税理士に有利な解釈を定着させていく必要がある。

このことがひいては、国民のための税理士制度の確立につながつ

ていくと考える。

税理士解任滥用阻止裁判の現状

岩 本 一 志（東京）

税理士解任滥用阻止裁判は、昭和四十七年十一月十日東京地裁に

訴状が提出され、昭和五十三年一月三十一日判決言渡しがあります。

その後、東京高裁に控訴し争われてきましたが、昭和五十五年九月二十四日判決言渡しがありました。

税理士が業務を善良な管理者として承知のとおりこの裁判は、税理士が業務を善良な管理者として十分遂行するため顧問会社の業務に継続的、包括的に係わって、会社の業績も順調に好転してきた折に、しかも、税務調査が何の非違

事項の指摘もなく終了した時点での顧問契約を解除された税理士が訴えた事件であります。

高裁判決は、本件につき顧問契約を解除する相当な事由があり原告を敗訴としました。この判決は一審より前進した内容となっていますが、依然として疑問点がありますが、依然として疑問点があります。

（②相当な解除理由はない）

一、高裁判決の疑問点

①税理士業務の実態の理解不足

高裁判決は「本件顧問契約のように、委任者と受任者との間の特徴的な人間関係が基礎となつており、受任者が委任者の経営に関し、一般的の税理士の場合と異つて深く、係わっていたような場合には」と判断しています。ところ

で、税理士の業務は、企業の開業当初、新規の設備投資、業績悪化等の場合には、必要に応じて労務金融、経営分析等企業経営全般にわたって業務を行うのが通常であります。税理士の業務は永続企業を対象とし継続的、包括的なものとなります。税理士の業務は永続企業を対象とし継続的、包括的なものとなります。本件も企業の業績悪化に直面した税理士が業績回復をめざして行う通常の業務であり、一般の税理士の場合と異つてないと思います。こ

は「結局、被控訴人会社が昭和四十七年八月二十一日になした同月

末日をもつて本件顧問契約を解除する旨の意思表示は、前に判示し

たとおり相当の理由があるものであつて解除の効力が同月末日の経過により生じたものといわざるを得ず」と述べています。しかし、八月二十一日の解除の意思表示は理由が明らかでないので控訴人が理由開示を要請したところ、昭和四十七年九月七日付回答書で「理由の如何を問わず、何時でも解除出来るはずのもので、それ故に当社は貴殿に対し、解除の意思表示をしたものであります」と示されました。専ら民法六五一条一項によつて解除できることを主張しています。その後、被控訴人側は、解除了。その後、被控訴人側は、解除了。その後、被控訴人側は、解除了。訴人との関係が、被控訴人会社と訴人の主張をしてきましたが、被控訴人会社代表者本人反対

②解除の制約とならない判示

判決は、民法六五一条の規定の適用について、次のように判示し

ています。④受任者である税理士と委任者との間に信頼関係を失わしめる事由あるいは信頼関係に危惧の念を抱かしめうる事由が生じたとき、⑤当該税理士の病気等により業務の処理が困難になったとき、⑥依頼者に当該税理士に業務を委託等する必要性が乏しくなるような事由が生じたときなど相当な事由があるときにこれを解除することができる。

二、最高裁に上告

本件は、昭和五十五年十月七日最高裁に上告されました。最高裁

では、原判決に対して法律的方面だけから、その当否の審判が行なわれます。したがって、原判決が法令違反していることを理由としなければならず、事実問題については原判決で確定したとみなされます。本件では、税理士顧問契約の実態を一層正確に理解していただくことが要点であり、解除の制約が明確化されることを期待するものであります。最高裁の性格からして相当厳びしいと想像されます。現在、上告理由書が担当弁護士を中心とする者、関係者で慎重に検討されています。十二月下旬に最高裁に提出され審判が開始されます。事件でありますので、注目し支援をしていかねばならないと思いま

尋問において、第一次特約店の被控訴人会社と第二次特約店の訴外山磯タイルとの競合関係ではなく、被控訴人また売上げ減少もなく、被控訴人側の解除理由には正当性がないことが明らかになりました。

は、解釈如何で相当広範囲に解除できることになります。このように、判示された内容で

べきつかないとも思われます。

【第一分科会】

企業課税の新動向と全青税の提言

永 文 康（岐阜）

はじめに

昭和 55 年 9 月 26 日 政

中期税制答申について

府税制調査会、企業課税小委員会

は、法人税の基本的仕組みについて

報告文書を発表した。

具体的には

①法人税課税と問題の所在

②法人税の負担調整—配当課税

のあり方

③留保所得の課税のあり方

④個人類似法人に対する税制

⑤税率構造

⑥引当金の部から成っている

この報告に基づき我々青税も十分に研究、検討する必要がある。

今回のシンポジウムもその第一弾とはいって、单なる批判に終始することなく、新しい理念と視点に立ち、現実的な説得力のある法人税制改革の具体的提言をも提示せんとするものである。

報告者は、名古屋青税の橋本会員。司会者も同じく名古屋青税の細田会員でスタートした。

第一分科会においては、(1) 法人税の基本的仕組みについて

(2) 企業課税小委員会報告と 52 年

期限の延長を認めない。

⑤企業課税のあり方についての

全面的な改革は今後の課題とし、

今回は財産課税、土地税制等についてはられない。

⑥企業課税のあり方に適用する。

具体的な提言をかなりユニークに

遷とその説明、評価、検討がなされ、(1)において、(2)を前提とし

具体的な提言をかなりユニークに

又、応能負担の原則に合致すべき改革案として、次のような改革の

理念に立ち、実現可能な法人税制改革案を提言するものである。

(1) 改革の理念と視点

①近代租税原則の中核である應能負担の原則を法人、個人を問わず全納税者に適用する。

②租税独自の視点——すなわち租税力あるところには適正な課税を実現する——を明確にし、近代会計理論の無原則的な税法への受け入れを再検討する。

③必ずしも一つの理論に拘泥す

ることなく、現実企業の実態に密着した企業課税の実現をはかる。

④租税特別措置法等不公平税制についても既得権化せず、原則として全て時限立法とし安易に適用

する。

⑤行支払配当部分については、現

行の軽減税率適用の考え方を

避ける意味から、

対象とする。但し、急激な変化

が良いのではないか。以上の様

踏襲する。
②同族会社に対する留保金課税は、基本的には、廃止されるべきである。今回のシンポジウムの中でさまざまな意見や質問が出ました、その中で一つふれておきます。
このような提言は、誰に対してもか？あるいは国に対するものか、青税に対するものか？又、提言については、今回の提言は、弱いのではないか？あるいは強いのではないか？と両極端に分かれる意見も出ました。結果、我々としては、今回の提言は、弱いのではないか？と

不公平税制の是正を期待しての提言であり。税調の報告に対しても批判的に運動を進めて行くべきではないかという意見が圧倒的でありました。

おわりに 戰後税制の体系を確立したと言われるシャウブ勧告が

実施されて以来、もはや 30 年を経過しようとしている。

この間にあって日本経済は奇跡

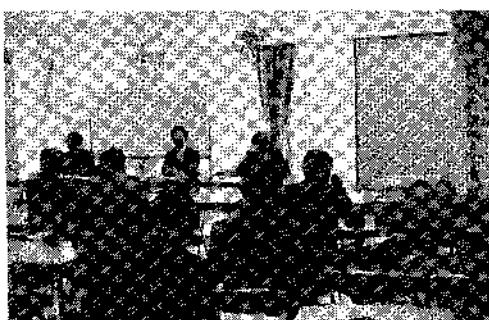
ともいうべき驚異的な成長をとげた。一方我が國法人税制も日本経

済の高度成長とともに著しく歪められその基本構造につき抜本的な

再検討が緊急の課題となっている

といえよう。そして最後にいま一度強調しておきたいのは、今回の提言はあくまでも過渡期のそれと

(八ページ下段へつづく)



①法人間の受取配当金は全額課税

②法人税均等割制度（資本金の 1 %）の損金算入を認める。あるいは、資本積立金（プレミアムによるキャピタルゲイン）に対する特別課税の実施として、資本積立金の発生した事業年度において当該

別課税の実施として、資本積立金額の 1・5 % の特別法人税を法

人税と同時に申告し納付する。

又、税率の改正案としては、資本

金階級別、所得階級別の法人数の

構成比あるいは、資本金階層別法

人の税負担率等により、結論的に

は、軽度の累進税率を適用した方

が良いのではないか。以上の様

提言がされました。

今回のシンボジウムの中でさまで一つふれておきます。

このように提言は、誰に対しても

か？あるいは国に対するものか、

青税に対するものか？

不公平税制の是正を期待しての提

言であり。税調の報告に対しても

批判的に運動を進めて行くべきで

はないかという意見が圧倒的であ

りました。

おわりに 戰後税制の体系を確

立したと言われるシャウブ勧告が

実施されて以来、もはや 30 年を経

過しようとしている。

この間にあって日本経済は奇跡

ともいうべき驚異的な成長をとげた。一方我が國法人税制も日本経

済の高度成長とともに著しく歪め

られその基本構造につき抜本的な

再検討が緊急の課題となっている

といえよう。そして最後にいま一

度強調しておきたいのは、今回の

提言はあくまでも過渡期のそれと

(八ページ下段へつづく)

【第二分科会】

商法改正と中小法人をめぐる諸問題

一 報 告

(2) 附帯決議の意味

(1) 商法二次改正作業の経過

商法二次改正の動きは、法務省民事局参事官室の昭和四十九年の監査制度を含む商法改正を審議した国会の附帯決議を受けるかたちで昭和五十年六月になされた七項目にわたる「会社法改正に関する意見照会」という)によって明らかとなつた。

その後法務省民事局参事官室は「株式制度」「株式会社の機関」「株式会社の計算・公開」を公表し関係団体にそれについての意見を求めた。昭和五十年七月法制審商法部会は「…当初予定された全改正項目の審議を終了するには、かなり先のこととなり、激しい経済社会の動きに対応するには、これを待つていられない。……」として「株式制度」「株式会社の機関」「株式会社の計算・公開」を一まとめに改正を行う旨の決議をした。

法 対 策 部

見照会に表わされている点に、今回の法務省が進めている商法二次改正作業の基本的方向が打ち出され、その方向が予想される。

(3) 改正試案の主なる項目の検討

衆参両院における附帯決議は一次改正の審議の最終段階で、ほとんど審議されることなく議決されたものであり、また審議の段階においても意見照会の予定しているような論議はされていない。それがよりも昭和四十九年七月項経團連は「商法改正に関する緊急要望事項」として十三項目をとりまとめるが、この要望のうちの八項目がほとんどそのままのかたちで意

見照会に表わされている点に、今回の法務省が進めている商法二次改正作業の基本的方向が打ち出され、その方向が予想される。

(4) 中小法人をめぐる諸問題(改

正試案にみられる中小法人に与える影響)

イ 小会社の区分

・税制面において考え方の影響

商法への大小会社区分の導入は法人税の二分化を図り、大会社に対する対策は、いわゆる「法人擬制」による比例税率課税、同族的親会社には個人所得税との負担の均衡を勘案した累進税率課税になるおそれがあり、租税特別措置等で優遇課税が行なわれている大会社と中小会社の差別がより一層拡大するだけではなく、大会社には自主経理の尊重と税務調査省略、中小会社には厳しい通達による規制という税務執行上の大差別を生むおそれがある。

連結決算制度との関連では、商法上に連結決算の導入は連結納稅申告制度導入のための布石でありにより大会社に対する税負担を大幅に軽減させ、一方それにより中小会社の課税の強化がもたらされないという保障はない。

・営業取引面において考え方の影響

大小会社区分は、また営業取引においても看過できない実質的影响をもたらしていく。

資本金が少くない、同族的である、大小会社区分により小会社だからという理由等々により、営業取引・融資等さまざまな制約が生じてこないとほいえず、結果的に大小会社の区分は中小会社の大会社への発展性を阻止され、大会社の経済的優位性維持に利用される可能性がある。

・業務報告書の記載事項の法定化
・会計監査人の監査を要する
会社の基準の拡大、・計算書類の
商業登記所への提出、

(七ページよりのつづき)
理解していただき、同時に急激な
改革を避け実質的税負担率を所得
金額になだらかに比例されること
によって最低限の応能負担率を得
を期待したい。そのためには、今
回の改革案を全て一気に実施する
必要はなく、5年程度の準備期間
を置いて順次実施していく手法も
合理的といえよう。ともあれ今回
の提言は過渡期における税制改革
の一環として位置づけ、一考して
いただければ幸いである。

口半期報告制度
半期決算制度の導入は中小会社にとって過重となるばかりで実際には不必要である。

ハ計算書類の公示・公開

一定の社会的影響をもつ大会社は当然としても、閉鎖的な中小法人に計算書類の公示・公開を法定することは、中小法人の実情を無視すること。

視するものであって、その強制は中小法人に経済的、社会的な混乱を生ぜしめ、それらの経営の死命をも制しかねない。

計算書類の提出を一定期間怠つた会社を解散したものとみなして職権によりその旨の登記をするこ

とにでもなれば、現実に活動している会社が突如として生命が奪れ

るような事態が発生する危険もある。

Ⅱ質議（主なる項目）

①青税の基本的見解での大会社

の規定を具体的、明確にすべきである、青税は大会社には規制をと

りつてはいることが結果的にその区

分を是認することにならないか。

以上の三項目の問題は、色々と

②今回の改正試案のめざす方向は必ずしも経団連等の意向がでていないのでないのではないか、良いものとして進めてはどうか。
③現実的には法と実体はかなりかけはなれているのでそういう意味から今回の改正試案は考慮してもよいのではないか。

④その他では計算書類の公示・公開は節税へのしめつけの問題、さらには信憑性の問題などが質問あるいは意見として出された。

◇ ◇ ◇

徵 稅 行 政 の 新 た な 傾 向 と 対 策

佐 藤 康 安（大阪）

【第三分科会】

第三分科会は「徵稅行政の新たな傾向と対策」というテーマで、

まず東京の島上会員より、課稅局の変化を見るために、「稅務署

の体制の変化と稅務調査の新傾

向」と題して報告があった。新稅

理士法との直接の関係について

は、稅務署内の問題だけに情報が

入手されず、断定は難かしいが、

最近の調査体制が変化して来ている点については、事実であり、こ

の点について多角的に、具体的な指摘があった。詳細は、シンボウシ

ムのレジメに譲るとして、特に注目された点は、次のとおりであ

「查」と称されるもの

これは一定区域の特定業種につ

き、徹底的にその実態を掌握す

るために行なわれるもので、昨

年は日暮署、今年は福島署で、

飲食店を対象に行なわれたとい

うことである。

②法人税部門における納稅者管理の強化

具体的には、簡易調査を多く

こなして、実調率、接触率を高

めること、また、現金収入法人、

海外取引法人、公益法人の収益

事業などにつき、注目していること。

設置や、学校教育における納稅思想の啓蒙

次に大阪の由賀会員より、新稅理士法並びに新政省令施行後の業務対策と企業に与える影響と願して報告があった。

まず、新稅理士法はどのように変ったかという観点から、監督制度の強化、独占業務、稅務援助、使命と助言義務、について、各項目とも、課稅局の下諸補助機関化

がすすめられたものとの評価を下し、この認識にたって、新法が稅理士業務に与える影響、企業に与える影響が論せられた。稅理士業務については、助言義務、使用者について、監督義務、帳簿作成義務が新たに

創設ないし変更されたことにより、現実的には、有形無形の影響を与えるだろうとの指摘があつた。会場からは、「新法により稅理士業務に影響を受けるべきでないし、「助言義務の対象には、おのずから限界があり、あまり重大な影響はない」等の意見が出された。

企業に与える影響としては、稅理士の姿勢の変化にともない、納稅者の権利主張が後退するのではないか、という懸念、また、稅理士に対する不審が生ずるのでないかとの指摘があつた。

企業とも新法による変化の予測、企業とともに新法による影響が論じられ、この認識にたって、新法が稅理士業務に与える影響、企業に与える影響が論せられた。稅理士業務については、助言義務、使用者について、監督義務、帳簿作成義務が新たに

は、59年からの利子、配当の総合課税による膨大な納稅者数の増大を考慮していないのではないか、「稅理士事務所の職員は立ち合いができないのではないか」等につ

いては充分な議論ができなかつた。今後の検討が特に望まれるところと思われる。

問題もあり、今後全青税として検討するべきである問題として確認した。

④その他では計算書類の公示・公開は節税へのしめつけの問題、さらには信憑性の問題などが質問あるいは意見として出された。

◇ ◇ ◇

①所得税部門における「悉皆調

③広報体制の強化

立川署における広報専門官の

監督義務、帳簿作成義務が新たに

けないのか」、「稅務援助の規定

は、59年からの利子、配当の総合課税による膨大な納稅者数の増大を考慮していないのではないか、「稅理士事務所の職員は立ち合いができないのではないか」等については充分な議論ができなかつた。今後の検討が特に望まれるところと思われる。

税理士事務所職員の給与等 アンケート集計結果報告

(資料 1) 地域別回答者数					
地域割	合計	会員名	人	員割	合
%	東京	4人	9%		
関 東	24	刈谷	1	2	
		千葉	3	7	
		埼玉	3	7	
中 部	4	名古屋	1	2	
		草津	1	2	
関 西	63	大阪	29	63	
西 部	7	岡山	1	2	
不 明		鹿児島	2	4	
			1	2	
計	100%		46人	100%	

注、分科会担当者が大阪青税である
ので、全体会員のうち大阪青税が
選出数を占める結果となった。

(資料 2)

開業年令	割合
26~27才	13.6
28~29才	18.1
30~31才	20.4
32~33才	22.7
34~35才	13.6
36才以降	11.3

大阪合同青年税理士連盟京都支部 関 沢

微

いて、

「期待される

運士像」

をメー

ンテ

マにし

ンボジウムが

開催され

た。

金青税岡山大会に於

ます。次の集計結果が得られましたので、ここに報告し

たの

で、

事務所職員の給与等に

關して会場内

第三

事務所職員は第三

大坂合

同青税

(資料 3) 年令別、開業年数別からみた職員採用状況

年 令	職員数	開 業 年 数																							
		1~3年	4~6年	7~9年	10~12年	13年以上	平 均																		
		上段	中段	下段	最 高	最 低																			
30~34才	均	3.0	1.0	0.5	1.5	3.3	2.0	0.5	1.0					3.3	1.4	1.1	0.9								
	低	2	1	0	1	1	0	0	1	3	1	1	1												
	高	4	1	1	2	6	4	1	1	4	3	0	1												
35~38才	均	2.0	1.0	0.5	0.5	2.4	0.6	1.7	0.1	5.5	3.0	2.0	0.5					2.8	1.1	1.4	0.3				
	低	2	1	0	1	0	0	0	0	4	1	2	1												
	高	2	1	1	0	4	2	2	0	7	5	2	0												
39~42才	均	2.8	0.7	1.0	0.7	3.1	1.7	1.2	0.8	4.8	1.6	1.4	0.8	1.0	1.0	0	0	4.2	2.7	0.7	0.7	3.5	1.7	1.0	0.7
	低	1	0	0	1	0	0	0	0	3	1	1	1	1	1	0	0	2	1	0	1				
	高	5	2	2	1	7	4	2	1	5	2	2	1	1	1	0	0	8	6	1	1				
43才以上	均									4.0	3.0	1.0	0	5.0	3.0	1.0	1.0	9.0	5.0	4.0	0	6.0	3.7	2.0	0.3
	低									4	3	1	0	5	3	1	1	9	5	4	0				
	高																								
平 均		2.3	0.9	0.7	0.8	3.1	1.1	1.5	0.5	4.1	2.1	1.3	0.7	3.0	2.0	0.5	0.5	5.2	3.2	1.4	0.6	3.4	1.5	1.2	0.6

注、この集計結果は事務所職員に対する給与等のアンケート回答の基礎資料である。(職員採用の必要且、採用の可能な事務所が回答されたものと思われる。) 従って、青税会員の全体からみれば、この集計よりも職員採用数は減少するであろう。

但し、特殊事情等により端的に異なる者の回答は除いた。

(資料 4) 初任給の決定方法とその支給額

学歴によって決定している事務所 68.3%

	平 均	最 高	最 低
大学卒	108,000	135,000	85,000
高校卒	91,600	120,000	80,000
その他	87,500	90,000	85,000

年令によって決定している事務所 31.7%

	平 均	最 高	最 低
10才代	86,000	100,000	80,000
20才代	101,800	120,000	75,000
30才代	130,000	180,000	90,000
40才代	200,000	200,000	200,000

注 職能を加味して決定している事務所もある

(資料 5) 昇給回数と昇給率

昇給回数	昇給回数	
	1回 (14%)	2回 (26%)
5%	3%	9%
6~7%	20	9
8~9%	20	—
10%	40	55
11~14%	—	—
15%	10	18
16%以上	7	9

注 税理士試験に科目合格した場合、1科目当たり1万円昇給する事務所が1ヶ所

職能によって5~10%の増をもつて昇給する事務所が4ヶ所

(資料 6) 一事務所のうち、職能別職員採用割合

職能区分	割 合			1事務所当り 職員数
	平 均	男	女	
事務の補助しかできない (記帳事務等)	25.2%	15.4%	9.8%	0.97名
伝票起票能力がある (含、税務的判断)	18.9	11.2	7.7	0.73
決算書作成までできる	33.6	21.7	11.9	1.30
コンピュータバンチャー に従事	5.6	0	5.6	0.22
その他一般事務所事務	16.7	0	16.7	0.65

決算書作成までできる者が、回答者の中で、1事務所当り、1.3名を有し一番多い。これは、職員が決算書作成できるまで努力した者が、その事務所に於いて今後とも努力しようとする者であると思われる。

- 注 1 総合的アンケート回答のあった者についてのみ集計した
2 専従者について職能別区分の無いものは、一般事務に含めた。

(資料 7) 職能別 給料支給額

その 1 事務の補助しかできない(記帳事務等)

勤務年数	年 令				男			女		
	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上		
1 年	平均	101,800	127,500	110,000	200,000	87,500	100,000	—	90,000	
	最低	80,000	120,000	110,000	200,000	75,000	100,000	—	90,000	
	最高	130,000	130,000	—	—	11,000	—	—	—	90,000
2 年	平均	—	—	—	—	140,000	—	—	—	157,500
	最低	—	—	—	—	—	—	—	—	115,000
	最高	—	—	—	—	140,000	—	—	—	200,000
3 年	平均	—	—	—	—	—	120,000	—	—	—
	最低	—	—	—	—	—	120,000	—	—	—
	最高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 年以上	平均	—	120,000	—	—	—	—	—	—	140,000
	最低	—	120,000	—	—	—	—	—	—	140,000
	最高	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その 2 伝票起票能力がある(含、税務的判断)

勤務年数	年 令				男			女		
	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上		
2 年以下	平均	118,500	190,000	—	—	106,750	117,500	—	110,000	
	最低	95,000	180,000	—	—	90,000	115,000	—	110,000	
	最高	150,000	200,000	—	—	117,000	120,000	—	110,000	
4 年以下	平均	125,000	—	—	153,000	120,000	120,000	—	—	—
	最低	125,000	—	—	153,000	120,000	120,000	—	—	—
	最高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 年以下	平均	—	270,000	—	—	—	—	—	—	—
	最低	—	270,000	—	—	—	—	—	—	—
	最高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 年以上	平均	—	—	—	—	—	—	—	—	155,000
	最低	—	—	—	—	—	—	—	—	150,000
	最高	—	—	—	—	—	—	—	—	160,000

その 3 決算書作成までできる

勤務年数	年 令				男			女		
	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上		
2 年以下	平均	142,300	136,600	185,000	230,000	—	127,500	—	170,000	
	最低	110,000	100,000	120,000	230,000	—	120,000	—	170,000	
	最高	200,000	180,000	250,000	—	—	135,000	—	—	—
4 年以下	平均	167,500	160,000	320,000	—	130,000	—	120,000	—	
	最低	120,000	140,000	250,000	—	125,000	—	120,000	—	
	最高	210,500	170,000	390,000	—	135,000	—	—	—	—
6 年以下	平均	—	181,000	—	—	—	—	—	160,000	180,000
	最低	—	155,000	—	—	—	—	—	160,000	180,000
	最高	—	198,000	—	—	—	—	—	—	—
7 年以上	平均	—	230,000	300,000	300,000	—	—	—	270,000	166,600
	最低	—	230,000	300,000	300,000	—	—	—	270,000	155,000
	最高	—	—	—	—	—	—	—	270,000	180,000

その 4 コンピュータパンチャー又は事務所一般事務

(資料 8) 賞与支給回数と給料月額に対する支給月額

勤務年数	年 令				女			支給回数 2回 67%	支給回数 3回 33%
	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	25才以下	30才以下	35才以下	36才以上	
1 年	平均	93,000	80,000	250,000	106,000	—	—	4%	—%
	最低	85,000	80,000	250,000	106,000	—	—	—	—
	最高	110,000	—	—	—	—	—	—	—
2 年	平均	100,000	—	—	—	—	—	8	—
	最低	100,000	—	—	—	—	—	43	15
	最高	—	—	—	—	—	—	11	8
3 年	平均	—	140,000	—	—	—	—	21	23
	最低	—	130,000	—	—	—	—	14	23
	最高	—	150,000	—	—	—	—	7	33
4 年以上	平均	—	—	120,000	—	—	—	—	—
	最低	—	—	100,000	—	—	—	—	—
	最高	—	—	140,000	—	—	—	—	—

参考 源泉徴収税額表は、基本給の4.5ヶ月分の年賃与支給があるものとして算出されている。

(資料10) 加入している社会保険等

(資料 9) 退職金等に対する支給基準の有無と退職金等支給に対する対策の方法

加入の内容	割合(%)	退職手当支給基準の有無	
		無	有
政府管掌健康保険、厚生年金に加入	16	70%	30%
労働保険に加入	18	—	—
税理士会実施健康保険に加入	29	—	—
生命保険に加入	8	—	—
その他	2	—	—
一切なし	27	—	—

和歌山の青色申告

取消し事案について

全国青年税理士連盟は、本連盟の会員である、和歌山の岡平藏。

岡八重子両税理士が関与して提訴した「青色申告取消訴訟」は単に岡会員の関与先法人のみの問題ではなく、近時税務行政が非民主的権力的に傾斜しつつあるなかで発生した特徴的な納税者の権利侵害事案であると判断する。

本訴訟に至る原因は、和歌山税務署の質問検査権发动に伴なう職員が、任意の所得調査をするに際し、納税者が求める「調査理由の開示」を拒否し、なおかつ当該法人の全取引先について不当な反面調査を行い、納税者に困惑と憔悴を与えた後、「青色申告取消し、所得更正」を行ったものである。

本訴訟の問題点は、

- 一、申告納税制度のものとの任意の調査に際し、納税者の当然の権利である「調査理由の開示」を否定し、刑罰の威嚇をもつて納税者と納税者の取引先について、不当な調査を行った。
- 二、帳簿の備付・記録・保存があり法的な青色申告法人に対し、「帳簿の不提示」を理由に「青

色申告取消処分」を行った。

三、帳簿の提示・不提示は、質問検査権にかかる事項であるにもかかわらず、法的性格を異にする「青色申告取消処分」を行った。

以上の行為は、憲法が定める租税法律主義を否定するとともに、我國民主主義を著しく破壊するものである。

またその影響は、全ての納税者に重要なかかわりをもつものであつて、青年税理士としては、これ

を黙下することはできない。

以上を考慮して、本連盟は、十五年七月の全国大会(岡山大会)においてこの「青色申告取消訴訟」に対し、全面的に支援することが決定された。(訴訟対策委員会)

一、秋季シンボジウムの件 田中研究部長と滋賀の大居君より報告があり、運営について打合せ、成功を期した。

二、商法改正問題の件 益子法対策部長と吉藤商法対策委員長より報告があり、運営について打合せ、成功を期した。

三、常務理事会開催 去る十一月十五日大津市の滋賀ビルに於て、本年初の常務理事会が行なわれた。(出席者十八名、議長 吉田副会長)

◎ 会長挨拶 常務理事会報告 横井、税理士法の改正に伴い政・省令も施行され各単位税理士法も新しい第一歩を踏み出

した。しかし、まだ問題の多い出発である。商法改正問題について先日十月二十二日税理士会館に於て、日税連幹部と懇談をもつた。二面で報告の通りである。十一月六日日税連山本会長が亡くな

り香典と弔電を全青税で行った。

会長の挨拶のあと議題に入った

り香典と弔電を全青税で行った。

以上で第一回の常務理事会終了した。

三、東京大会の件 東京青税の渡辺会長より、後日発送されるよう

な要領で東京大会を行ないたい旨の提案があり、会場より大会当日の詳細の検討をつめるような発言がありこの点を入て承認された。

四、各部報告

① 経理部——未収会費の報告と印

刷屋への未払分の処理について、

極力未収分を回収してなおかつやむを得ない場合は借入金もいいだろと承認された。

② 法対策部——中期税政の検討を神奈川青税に依頼する。和歌山事件については、パンフを作成して会員に配布する。

③ 研究部——東京大会のテーマを今後検討する。

五、次回理事会の件 次回は東京のサンシャインプリンスホテルにて新年会を兼ねて開催する。

一日時 午後二時～七時

二日時 五六六年一月十四日(水)

三、商法改正対策委員会 委員会(東京)齊藤克彦 委員(〃)柏谷弘義 委員(〃)坂口純一 委員(〃)石龜邦俊 委員(〃)徳重寛之 委員(〃)武田晃輔 委員(〃)西川寿之

四、訴訟対策委員会 委員長(大阪)西村公義 委員(〃)内藤強 委員(〃)桐本寿之

一場所 仙台三浦二郎 岩手西川広

二泊 七〇〇〇円

・費用 懇親会費 七〇〇〇円

一議題 ① 東京大会 ② 商法改正問題 ④ その他

二議題 ① 東京大会 ② 商法改正問題 ④ その他

三議題 ① 東京大会 ② 商法改正問題 ④ その他

法対策部の委員会の構成メンバー

委員長(神奈川)益子良一 副委員長(名古屋)棚編茂

委員(〃) 加藤毅史 哲也(〃) 田中道義

(岐阜)花村孝行(刈谷)加藤哲也(個福岡)与田光雄

(岐阜)伊達照夫(〃)香川)伊達照夫

(〃)長谷川博(千葉)林千葉(玉)小西聖光

(仙台)三浦二郎(岩手)西川広

(〃)武田晃輔(〃)西川寿之

(〃)石龜邦俊(〃)徳重寛之

(〃)坂口純一(〃)柏谷弘義

(〃)内藤強(〃)桐本寿之

(〃)西村公義(〃)伊達照夫

(〃)内藤強(〃)伊達照夫

(〃)西村公義(〃)伊達照夫

(〃)内藤強(〃)伊達照夫

(〃)西村公義(〃)伊達照夫

(〃)内藤強(〃)伊達照夫

(〃)西村公義(〃)伊達照夫

(〃)内藤強(〃)伊達照夫

(〃)西村公義(〃)伊達照夫

ながったと報告があった。